

7 福祉障施第1476号
令和7年9月1日

各障害者・障害児施設 管理者様

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課長
(公印省略)

令和8年度障害者(児)施設の感染症対策推進事業について(周知)

日頃より、東京都の障害福祉施策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、都では障害者・障害児施設における多床室の個室化や簡易陰圧装置及び換気設備の設置整備等を対象とした、社会福祉施設等施設整備補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金(国庫補助金)の令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の成立を前提として、国庫補助協議の実施を予定しています。

つきましては、標記事業にかかる補助協議を希望される障害者・障害児施設におかれましては、以下のとおり関係書類の提出をお願いします。

記

1 事業名

「令和8年度障害者(児)施設の感染症対策推進事業」

2 補助要綱名

「障害者(児)施設整備費補助要綱(障害者施設等・障害児施設)」

3 補助対象施設

障害者(児)施設整備費補助要綱第3に定める障害者支援施設・障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所(ただし、公立施設は除く。)

4 補助対象事業

(1) 多床室の個室化改修工事

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助します。

(2) 簡易陰圧装置の設置整備工事

障害者支援施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助します。

(3) 換気設備の設置整備工事

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、障害者支援施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助します。

(4) セントラル空調から個別空調への空調設備更新工事

感染症拡大防止のため、部屋をまたがって空気を循環させないよう、セントラル空調から個別空調に空調方式を切り替える更新工事の経費について補助します。

5 補助基準

- (1) 国基準により、基準額と対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）を比較して少ない方の額に、4分の3の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助します。
- (2) 国基準により、総事業費が以下によるものを補助対象とします。ただし、内示後に実施する入札の結果、総事業費が下記補助基準額を下回った場合は、補助金の交付はありません。
 - ア 入所施設については、総事業費が100万円以上（ただし、4の(4)の事業については、総事業費が1,000万円以上）のもの
 - イ 共同生活援助事業所については、30万円以上1,000万円以内のもの
 - ウ 短期入所事業所については、30万円以上600万円以内のもの

6 協議の手順

- (1) エントリーシート
補助協議を希望する施設からエントリーシートの提出をお願いします。
エントリーシートを提出いただいた施設宛に都の担当者から補助対象の内容について確認の御連絡を行います。
 - ア 提出書類
「別紙「令和8年度障害者（児）施設の感染症対策推進事業に係る補助協議エントリーシート」
 - イ 提出期限
令和7年9月16日（火曜日）
 - ウ 提出先及び提出方法
東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当 矢野 宛
Tougo_Yano@member.metro.tokyo.jp
電子メールにてご送付ください。
※メール後、送達確認のための電話連絡をお願いいたします。
- (2) 補助協議に関する書類の提出
エントリーシートの確認後、補助協議に関する書類の提出をお願いします。
 - ア 提出書類
 - (ア)協議書類 1部
A4サイズ片面で紙に印刷し、フラットファイルに閉じたもの
 - (イ)データー式
協議書のデータをzip型式にしたものを作成し、メールにてご送付ください。（※）
※ メールでの送付が難しい場合は、大容量転送サービスのURLを個別に御案内いたしますので、都の担当者（エントリー後に個別にご連絡いたします。）へご連絡ください。
 - イ 提出期限
令和7年10月7日（火曜日）
 - ウ 提出先
東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎31階中央

7 主なスケジュール(予定)

7年	9月16日(火)	事業者	エントリーシート提出
	10月7日(火)	事業者	協議書提出
	10月初旬～	都	協議書審査、現地確認 ※随時、選定委員会審査等
8年	1月前半	都	国宛て協議書提出
	3～4月頃	都	国内示後事業者宛内示 工事業者選定入札事務説明会
	4月以降、翌年3月	事業者	工事業者選定入札事務 補助金交付申請、工事
		都	竣工検査
	4月～5月	事業者	実績報告、補助金請求※8年度内も可

8 その他

- (1) 本件は、社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の成立を前提とした国庫補助協議ですので、予算の確保ができない場合、補助協議ができないことがあります。あわせて、都による補助金の交付は、国からの内示があった場合に限ります。
- (2) 実際の工事、都補助時期は工事業者選定後になるため、令和8年6月頃以降になります。
- (3) 補助対象設備は、自己所有に限ります。
- (4) 整備区分は大規模修繕等に該当するため、増築等の整備は対象外となります。
- (5) 対象事業の妥当性及び法人としての適格性を、社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領に基づき、審査を行います。令和8年度障害者（児）施設整備費補助事業と同様の手続きとなります。
- (6) 工事業者は、都の入札マニュアルに基づき、決定することとなります。
- (7) 内示前の工事請負契約及び工事は、補助の対象外となります。

【問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 生活基盤整備担当
電話:03-5320-4152